

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会設置要領の改正について

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会設置要領

(趣旨)

第1 青森県と岩手県との県境において発生した廃棄物不法投棄事案について、原状回復対策等を、効果的かつ早急に実施するために必要な評価・検討等を行うため、「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(所掌)

第2 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 原状回復対策の工法に関する評価・検討
- (2) 不法投棄廃棄物の処理方法に関する評価・検討
- (3) 原状回復対策の実施に係る安全性の評価・検討及び管理
- (4) 環境モニタリングに関する評価・検討
- (5) 跡地利用及び環境再生の検討
- (6) その他必要な事項

(組織)

第3 協議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7 会長は、第2に定める所掌事項に関し、必要に応じて利害関係者及び学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、県境再生対策室において処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成15年7月31日から施行する。

改正 平成15年9月 1日

改正 平成16年3月26日

改正 平成17年2月14日

原状回復対策推進協議会の役割・位置付け等について

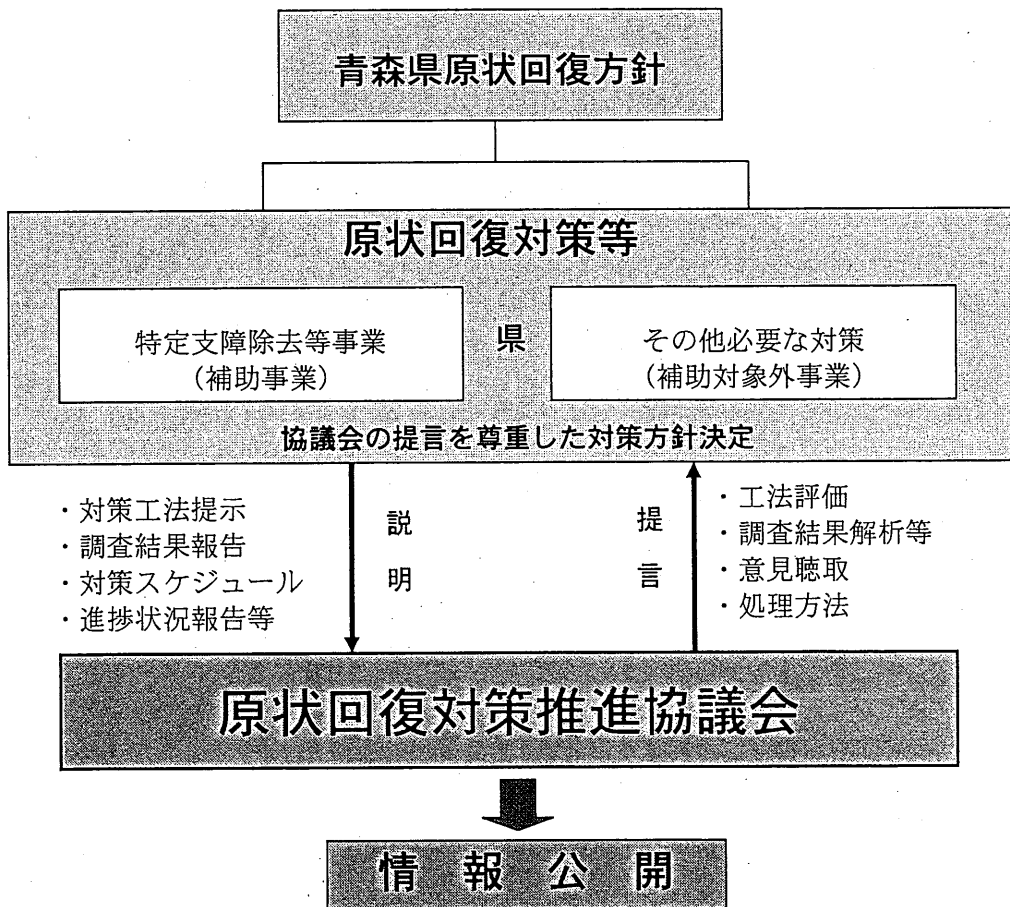
1 原状回復対策推進協議会の役割

- (1) 原状回復対策等を、効果的かつ早急に実施するために必要な評価・検討（例えば対策内容の詳細に係る地元の意見聴取や対策工法の評価・検討等）の結果を意見集約し、知事に対して提言する。
- (2) 県の原状回復方針に基づき実施する各種対策及び実施状況に係る情報公開を行う。

2 検討項目

- (1) 仮設浄化プラント、表面遮水工について
- (2) 水処理施設、汚染拡散防止壁工法について
- (3) 不法投棄廃棄物の処理方法について
- (4) 工事関係及び廃棄物運搬車両の運行ルート並びに安全対策について
- (5) 環境モニタリングについて
- (6) 風評被害対策について
- (7) 対策終了後の環境再生方策について
- (8) その他必要な項目

3 協議会の位置付け



4 協議会開催スケジュール

今後の各種対策に係る情報提供及び評価・検討並びに意見交換のため、2ヵ月に1回程度を目途に開催する。